

議案第63号

静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例の一部改正について

静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例の一部を改正する条例
(静岡市自治基本条例の一部改正)

第1条 静岡市自治基本条例(平成17年静岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第26条第1項中「20歳」を「18歳」に改める。

(静岡市市民参画の推進に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市市民参画の推進に関する条例(平成19年静岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「20歳」を「18歳」に改める。

第17条第3項中「第8項」を「第9項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月19日から施行する。